

第8回全国健康保険協会船員保険協議会

開催日時：平成23年1月26日（水）17：30～18：30

開催場所：全国町村議員会館会議室

出席者：岩村委員、江口委員、大内委員、大谷委員、菊池委員、小坂委員、清水委員、立川委員、田付委員、田中委員、三木委員（代理藤岡）（五十音順）

議 事： 1．平成23年度の保険料率について
2．平成23年度事業計画（案）【船員保険事業】について
3．その他

岩村委員長 定刻より少し早いですが、委員の皆様、おそろいのございますので、始めさせていただきます。

神田次長 本日の協議会に先立ちまして、委員の交代についてご報告いたします。

野川委員の後任として早稲田大学法学学術院教授の菊池委員が、池田委員の後任として全日本海員組合国際・国内政策局長の立川委員が1月25日付で委嘱されておりますのでご紹介いたします。

では、菊池委員、一言。

菊池委員 ただいまご紹介にあずかりました早稲田大学の菊池でございます。微力ではございますが、一生懸命勉強させていただいてお役に立てるように頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。

神田次長 立川委員、お願いします。

立川委員 ただいまご紹介にあずかりました全日本海員組合立川と申します。今後ともよろしく願いいたします。

岩村委員長 それでは、ただいまから第8回船員保険協議会を開催させていただきます。

本日の出席状況でございますが、佐々木委員、そして三木委員より事前にご欠席というご連絡をちょうだいしております。また、きょうは三木委員の代理といたしまして、日本内航海運組合総連合会調査企画部担当部長の藤岡様にご出席をいただいております。

代理出席のご承認をいただきたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

（異議なし）

岩村委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思います。

それから、今日はオブザーバーということで、厚生労働省保険局からも保険課長、それから室長にご出席をいただいております。

また、野川委員がご退任ということによりまして、委員長代理が不在となっております。船員保険法施行規則第1条第4項によりますと、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行うというふうに定められております。そこで、新しい委員長代理でございますけれども、後任の菊池委員にお願

いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

岩村委員長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、菊池委員におかれましては、きょうは所用のため途中でご退席されるということでございます。

では、今日の資料の確認をお願いしたいと思います。

事務局のほうから、どうぞよろしくお願いします。

神田次長 それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日お配りしております資料は、

船員保険協議会委員名簿

資料1、平成23年度の船員保険の保険料率

資料2 - 1、平成23年度事業計画(基本方針)(案)【船員保険事業分】

資料2 - 2、「船員保険生涯健康生活支援事業」(仮称)の実施について(案)

報告資料、船員保険給付に係る事務処理誤りについて

でございます。ご確認をお願いいたします。

岩村委員長 皆様、資料のほうはよろしゅうございましょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。お手元の議事次第に沿って進めてまいります。

まず、議題の1番目でございますが、平成23年度の保険料率についてということになっております。

事務局のほうから、これにつきまして説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

神田次長 それでは、資料1をごらんください。

平成23年度の船員保険の保険料率についてお諮りいたします。

まず、一般保険料率でございますが、疾病保険料率の被保険者分が22年度と同様、労使折半から0.15%を軽減した4.55%、船舶所有者が4.70%の合計で9.25%、それから災害保健福祉保険料率が1.40%、合計で22年度と同率の10.65%でございます。

なお、米印にありますとおり、その内訳といたしまして特定保険料率、これにつきましては前期高齢者納付金や後期高齢者支援金に充てられるものでございますが、こちらのほうが3.20%から3.34%と0.14%の引き上げ、また、これに伴いまして基本保険料率のほうが6.05%から5.91%と0.14%の引き下げになっております。

それから、2番目の介護保険料率でございますが、こちらのほうは1.47%から1.62%と0.15%の引き上げになります。

続きまして、2ページをお開きください。

船員保険の収支見込みの全体分になります。

まず、22年度の予算作成時、真ん中のbの列でございますが、単年度収支差、下から2段目の列になりますが、単年度収支差で4億3,000万円の黒字を見込んでおりますが、標

準報酬月額が予想したほど伸びておらず、保険料収入などの減などによりまして、夏の概算要求時と比較いたしまして、黒字幅が減少しております。

なお、収入欄の3段目でございますが、福祉医療機構国庫納付金等でございます。これにつきましては、注2に説明がございますように、年金住宅融資の債権の回収金などがございますが、これにつきましては22年度の納付金につきまして23年度に交付される見込みとなっているところでございます。

それから、右側の列、23年度でございますが、収入397億円に対しまして、支出394億円の差し引き2億4,000万円の黒字を見込んでおります。

続きまして3ページになりますが、これは部門別の疾病保険分になります。

22年度におきましては、単年度収支差3億円の赤字の見込みでございます。それから、23年度につきましては、現行保険料率9.25%を維持した場合、被保険者数の減や標準報酬月額の伸びが低いことなどによりまして保険料収入が減少する一方、保険給付費のほうは伸びる見込みでございますので、単年度で7億6,000万円の赤字が見込まれるところでございます。

なお、注3にございますように、不足分につきましては準備金を戻入することによりまして収支均衡を図ることとしております。

続きまして、4ページでございます。

災害保健福祉保険分でございます。

こちらのほうは22年度で7億円の黒字、23年度におきましても保険給付費等の減などによりまして8億9,000万円ほどの黒字を見込んでおります。

続きまして5ページでございますが、こちらのほうは介護保険料率の23年度1.62%の算定式を示した資料でございます。

下のほうでございますが、23年度の納付金に相当する料率が1.584%、それから22年度末までの不足額に相当する分として0.046%、それから過年度の未納保険料収納分として0.02%となっております。

次の6ページでございます。

介護保険分の収支見込みになります。

左側、21年度決算において準備金残高を含めて8,000万円の赤字、22年度におきましても1,500万円の不足ということで、累計で9,500万円の不足が生じております。これも踏まえまして、23年度の保険料率1.62%で収支均衡が図れるものでございます。

それから、次の7ページの資料でございますが、こちらのほうは被保険者1人当たり標準報酬月額の実績値と推計になります。

22年9月の実績で一般被保険者のほうで39万6,926円でございますが、20年度、あるいは21年度と比較すると、少し低い水準となっております。23年度につきましては、若干の上昇を見込んでいるところでございます。

それから、最後の8ページでございます。

こちらの資料は、概算要求時点における見通しと、それから予算作成時におけます見通しを比較したグラフでございます。予算作成時におきましては直近までの実績を踏まえまして、下方修正しているところでございます。

以上で資料1の説明を終わります。

岩村委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました23年度の保険料率につきまして、ご意見、ご質問などがありましたらお願いしたいと思います。

特段ないということによろしゅうございましょうか。

ないようでございますので、平成23年度の保険料率につきましては、この協議会といたしまして了承するということにさせていただきたいと思いますが、それによろしゅうございましょうか。

(異議なし)

岩村委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

では、保険課長。

吉田保険課長 オブザーバーをさせていただいております保険局の保険課長でございます。

23年度の保険料率につきましては、今労使を中心とされる協議会としてのご承認ということでございますので、この後、これにのって手続ということになるかと思えます。その上で、あえて申し上げさせていただきますと、今回ご報告がありましたように、現在の収入及び保険給付という形の支出の構造というのは、非常に厳しい状況。もちろん、現下における船員事業をめぐるいろいろな諸々の情勢もございまして、当事者の方々のご努力を超える部分もあろうかとは思いますが、非常に厳しい中、19年改正のときの一連の流れの中で、今回このような形で収支をとる。それも準備金からの取り崩しをする形により行われるということで合意がされたと受けとめさせていただいております。その上で、今後とも引き続き関係者の方々に「財政の健全化」という意味で言えば、料率の問題に限らず、収入あるいは支出というものについて、一段とまたいろいろな目からご議論をいただいて、協議会として、あるいは労使として、この船員保険制度の少しでも持続可能といえるでしょうか、安定に向けて、またお知恵をいただければと思いますので、一言ここで発言をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから、この後の手続についてご説明いただきたいと思います。

神田次長 本日お諮りいたしました平成23年度の保険料率のうち、変更となります介護保険料率、特定保険料率、それから軽減保険料率の期間などにつきましては、この後1月31日に予定しております運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対して定款変更などの承認申請を行うこととなります。

岩村委員長 ありがとうございます。

今ご説明いただいたような手順で今後手続が進むということでございます。

それでは、次の議題に進みたいと存じます。

お手元の議事次第でございますように、2番目の議題といたしましては、平成23年度事業計画（案）【船員保険事業】についてということで、あわせて船員保険生涯健康生活支援事業の実施（案）というものも用意されておりますので、これらにつきましてご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

神田次長 それでは、資料2-1をごらんください。

平成23年度の事業計画（基本方針）（案）でございます。

まず、1番として、22年度と同様に、協会の理念に立脚した上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って事業運営に取り組んでまいります。

それから2番といたしまして、23年度におきましては、加入者の皆様に信頼される事業運営を目指し、「安定的かつ健全な事業運営基盤の確立」と「加入者一人ひとりの健康増進」、この2つを基本に据えてはどうかと考えております。

具体的には、1つ目といたしまして、船員労働の特性に応じた事業ニーズを踏まえ、利用者の視点に立ったサービスの向上、2つ目といたしまして、船員保険加入者の健康増進を図るため、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活支援のための総合的な取組に新たに着手する。それから3つ目といたしましてP D C Aサイクルを通じた事業運営の効率化、4点目といたしましてホームページやラジオなども活用した広報の充実、それから5番目は中期的な財政見通しを踏まえた健全な財政運営、それから6点目といたしまして労働基準監督署や年金機構等の関係機関との連携強化でございます。

続きまして2ページ目でございますが、事業計画の重点事項の骨子案になります。

まず、1の保険運営の企画・実施のところでは、新たな事業といたしまして、被扶養者資格の再確認。これにつきましては、被扶養者に該当しなくなった方による無資格受診の防止とか、加入者数に応じて負担することとなっております高齢者医療費に係る拠出金などを適正なものとするために、年金機構との連携の下、船舶所有者などの協力を得まして、的確に実施していくこととしております。

次の情報提供・広報の充実でございますが、新たに、例えば海の上でも聞ける短波放送など、ラジオを活用した広報の検討、あるいは年に一度船員保険の運営状況などにつきまして、加入者や船舶所有者に紙媒体でのお知らせ「船員保険通信（仮称）」、こういったものを発行してはどうかと考えております。

3番目の健全かつ安定的な財政運営の確保でございますが、こちらのほうは中期的な財政見通しを踏まえ、中長期的に安定的な財政運営を確保することとしております。

次のページでございますが、2の船員保険給付などの円滑な実施でございます。

まず、保険給付費の適正かつ着実な支払いのところでございます。迅速かつ確実な支払いとともに、必要に応じまして実地調査など給付の適正化に取り組むこととしております。

それから、次のサービス向上のための取組でございますが、今年度下期から実施しておりますサービススタンダード、10営業日の状況を適切に管理いたしまして、100%の達成を目指すとともに、22年度と同様、サービスの向上に努めてまいります。

それから、次の各種申請書等の受付体制等の整備でございますが、こちらにつきましては関係機関との連携強化をさらに図ってまいります。

それから、次のレセプト点検の効果的な推進では、1つはコンピュータシステムを活用して効率的な点検に取り組む。それとともに、点検員の点検技術の向上に努めまして、点検効果額を引き上げてまいります。

それから、3ページ、一番下のところでございますが、債権の発生抑制及び早期回収でございます。新たな事業といたしまして、喪失した方の保険証回収の強化や発生した債権の早期回収に努めてまいります。

続きまして、4ページでございます。

保健・福祉事業の着実な実施の項でございますが、まず保健事業の効果的な推進といたしまして、健診実施機関の拡大を図ってまいります。

次の特定健康診査及び特定保健指導の推進の項でございますが、特に2つ目の黒ポツのところでございますが、被扶養者の健診の受診券につきまして、これまで申し込み方式で行っていましたが、船舶所有者を通じて対象者に直接交付する方式を導入すると。これとともに、健康保険と同様の契約方式に変更することによりまして、健診実施機関を拡大いたしまして、受診しやすい環境を整えることとしております。

それから、次の加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組の着手でございます。こちらのほうは、23年度から新たな事業といたしまして、加入者お一人おひとりの健康増進を図ることを目的といたしまして、「船員保険生涯健康生活支援事業」というのを実施していきたいと考えております。

詳細につきましては、この後ご説明させていただきます。

それから、最後の保健・福祉事業のあり方の検討のところでございますが、23年度におきましては、加入者や船舶所有者の方々のニーズ調査を実施いたしまして、その結果を踏まえ、引き続き検討作業チームにおきまして、保健・福祉事業のあり方について検討を行いまして、定期的に協議会のほうへご報告することとしております。

それから、最後の5ページの4、組織運営及び業務改革の項でございますが、こちらのほうは基本的には協会全体としての取り組みと同様の内容となりますので、今回は事項だけの提示とさせていただきます。

以上が23年度事業計画の基本方針（案）と重点事項の骨子案でございます。

続きまして、資料2 - 2をごらんいただきたいと思います。

23年度から実施予定の船員保険生涯健康生活支援事業の具体的な内容でございます。ワーキンググループのほうにもご提案し、議論いただいているところでございます。

まず、基本的な考え方として3点ございます。

1つ目といたしまして、事業の基本的なねらいとして、加入者の生涯を通じた健康生活の支援でございます。健診・保健指導の受診率向上はそのための手段であり、中長期的には医療費の削減にも寄与することと思われます。

それから2つ目といたしまして、健康づくり事業につきましては単年度で成果がなかなか期待できるものではないことから、当面3年間を重点的な取り組み期間と位置づけまして、計画的・継続的に事業展開をしてまいります。また、PDCAサイクルを有効に機能させるために、船員労使と外部専門家で構成する会議体を設けることとしております。

それから3つ目といたしまして、船員労使との連携の下、外部のリソースの有効活用を図りまして、効果的に事業を実施していくこととしております。

次の2の主な事業内容でございます。

(1)といたしまして、健康状況に応じた加入者お一人おひとりの心に響く働きかけということで、健診受診者を対象といたしまして、個々の加入者の健康状況に応じた冊子、あるいはWebによるオーダーメイドの情報提供を行いまして、加入者一人ひとりの意識・行動の変化につなげるものでございます。23年度におきましては、生活習慣病予防健診の受診者、最大2万人程度を対象にしてはどうかと考えております。

続きまして、裏面、2ページになりますが、(2)といたしましてテーマを絞った重点的な普及啓発でございます。

外部専門家の知見も活かした普及啓発素材、23年度におきましては、「糖尿病の治療と予防」、それとジェネリック医薬品も含めました「薬の賢い使い方」、この2つのテーマについて作成いたしまして、全被保険者に配布してはどうかと考えております。

それから(3)といたしまして、研修会等への講師の派遣でございます。船員労使団体などが開催する各種研修会などに健康づくりに関する外部専門家を講師として派遣するものでございます。テーマにつきましては、あらかじめ幾つかこちらのほうで用意したいと考えております。

それから、(4)の関連データを活用した調査研究でございます。保険者として保有しておりますレセプトデータ、あるいは健診データを活用いたしまして、加入者の疾病・受診動向、あるいは健康状況の把握・分析を行うとともに、これを踏まえた効果的な保健事業のあり方について調査研究を行うものでございます。

それから(5)でございますが、効果的な事業実施のための進捗管理ということで、外部専門家を交えた会議を開催いたしまして、PDCAサイクルを有効に機能させるものでございます。

最後に(備考)といたしまして、このほかに特定の地域・職域においてパイロット事業が実施できないか別途検討を行うこととしております。

最後に、予算措置のところでございますが、これらの事業につきましては、23年度予算におきまして、災害保健福祉保険部門の事業費に所要額を計上する予定としております。

詳細につきましては、次回の船員保険協議会においてお示しすることとしております。

うなことは、これは避けなくちゃいけないので、早期回収というのは大変重要なことだと思いますけれども、債権の発生というのはその他にもいろいろな形態で起こり得る問題でございますよね。被保険者側に対しても債権が発生すると、例えば給付の過払いとか、そういった問題も起こることが時々ございます。被保険者に対しては甘くしろというわけではございませんが、いろいろな実情の中でそういうことが不幸にして発生してしまうということもございますので、ぜひケース・バイ・ケースで実情を十分勘案して債権回収には当たっていただきたいのと、これはお願いでございます。

以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。

1点目はエールということで健康生活支援事業について大変心強い応援をいただいたということでございます。

2点目、3点目はご要望ということだと思いますが、現段階で事務局のほうで、もしお答えなりコメントなりがありましたらと思います。

では、高原理事お願いします。

高原理事 若干コメントをさせていただきたいと思います。

まずいただいた最初の点については、この事業を考える直接の契機になりましたのは、1つは船員の方の予備軍も含めた糖尿病の罹患率がかなり上がってきているというデータを目にしましたのと、いわゆる予備軍も含めたメタボの率が一般の平均値よりもかなり高いというデータを目にいたしましたので、ここはぜひとも、私ども船員保険として将来に向けた投資ということで積極的に取り組んでみたいと考えました。

糖尿病を中心とする生活習慣病の重症化がきちんと効果的に図れれば加入者の皆様のQOLの向上というのはもちろんのことですけれども、医療費の抑制にも中長期的には相当つながってくるものだと思っておりますので、まさに清水委員おっしゃっていただいたように、船員労使、それから保険者、それから船員保険会を初めとする外部のリソースの連携の下に取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目にいただいた申請書の関係ですけれども、私どもも申請書を作成する際にそれなりに工夫してみたつもりではございますが、ただ、お話にもありましたように、被保険者、あるいは船舶所有者の皆様のご意見を伺って、直すべきところがあれば直していきたいと思ひますので、どうぞ私どものほうに、遠慮なくご意見もいただければと思ひております。

それから、3点目の債権の発生抑制の関係でございますけれども、確かにいろいろな事情でこういう債権が発生するということで、私どもルールにのっとって正確に処理をしていくということが基本だと思ひておりますが、例えば、後ほどご報告しますが、今回、事務処理誤りが幾つか発生しております。これに伴いまして、返納をお願いするといった事案も現に発生しております。私ども丁寧にお話しして、返納をお願いするというのが基本だと思ひておりますが、ケース・バイ・ケースでよく事情を勘案してという清水委員の

ご発言を参考にさせていただきたいと思います。

岩村委員長 ありがとうございます。

清水委員、よろしゅうございましょうか。

清水委員 はい。ありがとうございます。

岩村委員長 そのほか、いかがでございましょうか。

この件につきましては、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次の議題ということで、議題の議事次第ではその他ということになりますけれども、今高原理事からちょっと触れられました事務局からの報告事項ということで、船員保険給付に係る事務処理誤りについてというのがございます。

まず、事務局のほうから、この報告をお願いしたいと思います。

神田次長 それでは、報告資料のほうをごらんください。

船員保険給付に係りまして事務処理誤りが2件発生いたしましたので、協議会のほうにご報告させていただきます。

1つ目は、職務上の傷病手当金等に対する支給金額誤りでございます。

職務上の傷病手当金につきましては、支給の際に賃金スライドというのを適用しているところがございますが、その際に、正しくは、資格喪失時点の年度を適用すべきところ、誤って、事故発生時点の年度を適用したために支給誤りが発生いたしました。

それともう一つ、21年4月以降の資格喪失者、あるいは現存中の被保険者につきましても誤ってスライドを適用していた例が見つかりました。

対象件数及び金額につきましては、真ん中下ほどに書いてございますが、追加支給となる方が30名で合計で42件、金額としては19万3,975円でございます。

それから、返納いただく方が2名、3件で合計9,971円でございます。

下の対応のところでございますが、判明した対象者のうち、返納いただくこととなります2名につきましては電話で謝罪いたしまして、返納についてご了解をいただいたところでございます。

また、追加支給となります30名の方につきましては、お詫び状を送付するとともに追加支給を行ったところでございます。

それから、裏面の2ページでございますが、もう一つが就学援護費の支給誤りでございます。

就学援護費というのは、職務上の事由により亡くなったり、あるいは重度の障害になられた船員の家族の方に学費等の支援を行うものでございます。これにつきまして、本来支給要件に該当しない方につきまして、誤って支給を行っていたケースがございました。

対象件数は2件で合計では41万4,000円の返納が発生したところでございます。

原因といたしましては、協会に引き継ぐ前の、社会保険庁の時代から支給されていたケースでございまして、協会引き継ぎ時における要件の確認が不十分だったことによるもの

でございます。

該当者2名につきましては電話で状況を説明いたしまして、今後支給されない旨の了承をいただくとともに、現在返納に関しては手続を進めているところでございます。

今後におきましては、審査の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以上、事務処理誤りのご報告でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。

今、ご報告いただきました件につきまして、ご意見、あるいはご質問などありましたら、お願いしたいと思っております。

では、清水委員どうぞ。

清水委員 清水でございます。

こういう過誤について報告するというのは、なかなか勇気の要ることだとは思いますが、やはり情報公開していくという姿勢が私は大事だと思っておりますので、ぜひそういう姿勢は今後も貫いていただきたい。率直に報告いただくということが私は大事なことだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

その上でなんですが、追加支給の場合は比較的すんなりとというか、余り問題はないかなと思うんですが、返納の場合、これも金額が多くなると、これは返すほうは大変なわけですね。もう既にもらっちゃったものを、もう使っちゃって、もう金なんて持っていないよというのが、もらった側の言い分に当然なると思っておりますので、この辺の返納に当たっては、余り機械的に処理するというのではなくて、まず被保険者の理解をいただくということが大変大事だと思います。その上で、返納の方法についても、余り画一的なことじゃなくて弾力的な方法を検討していただくとか、被保険者の理解に十分基づいて問題が処理できるようにご努力いただきたいなというふうに思います。

信義則の問題を持ち出してくると、これはだんだんややこしくなっちゃってトラブルが大きくなるばかりですので、特にこういう金額が大きいものについては十分慎重に取り扱っていただきたいというふうに要望を申し上げておきたいと思っております。

以上です。

岩村委員長 では、次長お願いします。

神田次長 ただいま清水委員のご指摘の点につきましては、まず加入者の方との信頼関係が損なわれないようにいたしまして、機械的な対応ではなくて、誠実に、そしてケースによっては分割払いを認めるというような柔軟な対応に心がけていきたいと思っております。

本件につきましても、一応分割払いという方向で受給者の方と調整しているところでございます。そこは、個々のケース、ケースに応じて柔軟に対応していきたいと思っております。

岩村委員長 高原理事、お願いします。

高原理事 少し補足させていただきますと、まずもって、こういう事案については加入

者、受給者の皆様にご迷惑をおかけしたことにつきまして、私どもとしては、まずもっておわびを申し上げたいと思います。

これまで、全国各地で事務処理を行っていましたが、協会に移行して以降は、給付業務は基本的に東京で一括して処理するというので、いろいろ工夫なり見直しすべきところはしております。事業によってはダブルチェックだけではなくて、トリプルチェックをするといったこともやっておりますが、やはり現実にこういうミスが起こってしまったということは事実ですので、これを機会に、今回のケースは主にヒューマンエラーだと思っておりますが、こういうヒューマンエラーの防止のほかにも、システム面を初めとするインフラ面で見直しすべきところがないかどうか、業務処理の足場を固める意味で点検をして、見直しすべきところは見直していきたいと思っております。

岩村委員長 いずれにせよ、こういうミスが起こらないようにするということがまず第一だと思いますので、その点、どうぞよろしく願いをしたいと思っております。

そのほかいかがでございますか。

大内委員、どうぞ。

大内委員 その他で、今のあれと全然関係ない話でよろしいですか。今日の会議の中での話ということで。

岩村委員長 ちょっとまずこの事務処理誤りの件について、ほかにご意見、あるいはご質問ございますでしょうか。

では、菊池委員どうぞ。

菊池委員 1点確認させていただきたいのですけれども、返納いただくことになる方については電話で謝罪し、ご了承いただいたということなんですけれども、追加支給の方にはお詫び状を送付したという、ちょっと対応が違うかなというのが、やや気になるんですけれども、そのお詫び状の送付によって、何かさらに苦情とか、そういうのがなかったのかというのを確認させていただきたいんですけれども。

神田次長 お詫び状をお送りして追加支給を行いまして、それに対しての苦情なり、反応というのは特に聞いておりません。

岩村委員長 よろしいでしょうか。

それでは、特にこの件についてほかになれば、事務処理誤りについては以上とさせていただきます。今その他ということで大内委員のほうからご発言のお求めがありましたから、では大内委員どうぞ。

大内委員 きょうの最初の議題で保険料率について承認をしたということなのですが、気にしなければ気にしないでそのまま過ごそうかと思ったのですけれども、気になることが1つだけございます。

実は、ここの場というのは、全国健康保険協会船員保険協議会の会議と、こういう中で、先ほど吉田保険課長のほうから終わった後に何点が言及がございました。船員保険財政の厳しさということも話をちらっとされて、その辺のところは、きょうの料率変更の中にそ

ういうものも含まれているから十分理解をしてくれ、こういうお話だったというふうに思いますが、気になったのは、先ほど申し上げたように、船員保険協議会の会議の場でございますから、実はそういう部分があるんだったら、事前にきちんと説明をしていただいた上でこの料率の問題について意見を申し述べると、こういう話になるわけでございますけれども、承認された後にそういうお話が出てくるということは、我々としては何か違和感を感じるのです。そういうことが1つあります。

それから、船員保険料率の変更そのものについての提案者というのは船員保険協議会、言うならば全国健康保険協会が提案者ということでございまして、そういうことからしますと、厚生労働省と全国健康保険協会との関係で、この辺の予算の問題は一体どういう形で仕上げられてきているのかということまで気になったんです。多分、保険財政のことですから、厚生労働省は当然その辺には大きく関与しているというふうには思いますけれども、社会保険庁から現在の全国健康保険協会に組織替えになったということで、今のこの状況が生まれているわけで、その辺で、ご発言が 気にしなければ気にしないでいいわけですが、気にし出すと非常に気になるという、こういう話になります。そのことを1つ申し上げたいのと、それから、先ほど吉田保険課長のお話にもございましたように、保険財政というのは非常に厳しいと、こういうお話がございました。

一般的に、予算を編成するという場合は、収入はかなり厳し目に見るよと、支出は多少多目に見るよと、こういうのが予算編成をしていく上での重要な部分だというふうに思っております。

そこで、そういうお話をされたということからしますと、予算のときだけではなくて、決算時にもうちょっと詳細な報告、説明ということをぜひお願いをしたいというふうに思っています。このことをその他ということで私の意見として申し上げておきたい。

以上でございます。

岩村委員長 まず、後者のほうは協会のほうでお答えしやすいかと思しますので、では、まず決算のほうだけお願いします。

高原理事 決算につきましては、21年度の決算はすでにご報告させていただいておりますが、今の大内委員のご意見を踏まえまして、今後は、より財政状況がよくわかっていただきやすいように、決算について工夫してみたいと思います。

それから、第1点につきましても私のほうからまず補足させていただきたいと思えます。まずもって船員保険財政、特に疾病保険部分の財政について、かなり厳しい、ゆとりのない状況になってきているというのは、協議会の委員の皆様すべて、認識を共有していただいているのではないかと考えております。

若干、資料1に戻ってしまつて恐縮ですが、若干の補足をさせていただきますと、資料1の3ページのところ、特に疾病保険部分ですが、国から積立金や剰余金として引き継いできた準備金残高がトータルで約350億あるということをご説明を申し上げておりましたが、今回は、労使の拠出を財源とする疾病保険の分と、船主側10割負担の災害保

健福祉部分に分けて整理ができましたので、この資料3のところを見ていただきますと、22年度末で疾病保険部分については、準備金が約230億となっています。

ただ、ご承知のように、このうち200億弱は被保険者の保険料の軽減に充てるということで、使い途が決まっておりますので、実質バッファとして使えるのは30億ぐらいということ、私ども保険者としてはそのところも十分考えて、今回の保険料率についてご提案したということでございます。

大内委員 私は保険料率の変更については、ここの場で合意された内容ですから、そのことについてとやかく言っているつもりはないんです。ただ、先ほどのご発言で、財政が厳しいと、こういうお話もございましたので、予算と決算という形で決算のほうについてももうちょっと詳細をお願いをしたいと、こういうことを申し上げただけで、内容についてとやかく申し上げているつもりは全くございません。

岩村委員長 ありがとうございます。

あとすみません、吉田課長、何か補足がありましたらお願いします。

吉田保険課長 改めましてオブザーバーでございますが、先ほどの私の発言に、もし言葉足らずのところがあれば、おわびを申し上げたいと思います。今大内委員のご発言がありましたように、そもそものものの流れとして、この料率については、まず船保協議会において、このメンバーの皆様方がお決めになるというのが基本であって、その先に先ほど事務局、協会のほうからのご報告ありましたような手順を踏んで、厚生労働省としてはその時点において関与するというのが基本であるということは十分承知をしております。先ほど私が発言をさせていただく際も、まず「協議会として、このような形で関係者が合意をされた」ということをまず踏まえさせていただいた上で、そういう意味では当事者の合意形成に介入するつもりはございません。その上でオブザーバーをしている立場として、改めてその前提となっている収支について、私どもとして見えることにつき、かつ、保険者を構成されている関係者の方々が今後船員保険の保険者として、また時に当事者として船主側あるいは被保険者側としていろいろなお取り組みをされながら、収入面、あるいは支出面についてもまたご尽力いただいたり、お知恵をいただく部分もあるのではないかと、このことを念頭に発言申し上げたところでございます。私もまさに決定内容について、どうこう申し上げているつもりもございませんし、引き続きこの船員保険事業、とりわけ疾病部分についての現状について関係者の方々のご理解をいただくべく発言をさせていただいた真意はそこでございます。もし、言葉足らずの点があれば、またおわび申し上げたいと思いますが、ご理解賜ればと思います。

大内委員 わかりました。

岩村委員長 よろしゅうございましょうか。

そのほかございますでしょうか。

一言申し上げますと、先ほど高原理事が発言された積立金の話というのは重要でございまして、そういう意味では先ほどご発言いただいた議事録に残るということで、それはそ

れで、ちょっとまた意味があるということをご理解いただければというように思います。

そのほかいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

特段なければ、きょうの船員保険協議会はこれで終了させていただきたいというふうに存じます。

次回の日程などがございますけれども、これにつきまして事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

神田次長 次回の船員保険協議会でございますが、3月7日の午後4時から本日と同じ場所で予定しております。

議題につきましては、23年度の事業計画及び予算案を中心として、ご審議いただくこととしております。

以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、次回、3月7日ということでございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、きょうはこれで閉会とさせていただきます。

お忙しい中、どうもありがとうございました。

(了)